

学校と道德教育と現代世界の諸要請

ジョルジュ・ヴァイデアニュ

筆者は、最近行われたユネスコの道德教育に関する会議（1978年4月ソフィア）で討論された事柄を自分の報告の基盤にして、ますます複雑化していく世界の諸問題を解決するために、現代の若者の可能性を十分に活用しようとするならば、道德教育の方法を根本的に改めることが不可欠である、と主張する。

目次

序	(3) 教育プログラムと道德教育
(1) 現代世界の諸要請と道德教育	(4) 教授法と教授形態
(2) 道德的価値と青年	(5) 勧告、展望

序

本稿では、大学教育以前の教育カリキュラムにおける道德的価値の位置と本質が集中的に論究された国際会議⁽¹⁾のテーマと諸問題を中心に述べる。このようなテーマの国際会議が行なわれたのははじめてのことである。この小論は、その会議の内容を報告しようとするものではなく、一つには、この分野

におけるいくつかのディレンマや未解決の問題を分析し、もう一つには、ユネスコ事務局——ユネスコ事務局は研究資料を準備していた——やこの国際会議の討論に参加した人々によって確認された、可能な解決法や奨励すべき手段・方法を分析しようとするものである。

前提：社会—教育学的目的のカテゴリー

この分析では次の3つの概念を考察する。

(a)学校、及び学校の心理教育学的役割と特殊な社会的役割ならびに学校のもつ文化的、人間的、科学的力。(b)道德教育、ここでいう道德教育とは「いくつかの道德原理に対する尊敬とその擁護の精神を各人の人格の中に、また社会集団の機能を支配している諸規則の中に統合し、そうすることによって個人が集団としてこの原理に従って常に行動するように、また開かれた精神、批判的な精神をもって現実と対決するように指導すること」⁽²⁾を目的とした社会・教育学的活動を意味する。(c)現代世界の諸要請、即ち、人間の共同体と各個人に課せられた要求としてますます深く知覚され、深刻に感じられている現代世界の諸要請。1977—1982年の5年間のユネスコの問題と目標の要約リストは現代世界の諸要請の分析の出発点となったのである。このリストには人権の向上のための諸目標、平和の強化、人間とその環境、発展の中心としての人間等々が含まれている。

道德教育を決定する諸要因とその重要性は、共同体相互の間で異なっている。ある社会では、学校や青年の組織が倫理規範や道德教育の目標を示すのに根本的な役割を演じている。また他の社会においては、家族とか教会の役割が学校の役割と同等になっているか、あるいはもっと重要なものになっている。確かに、学校の外で獲得する情報やマス・メディアの影響はますます重要になっているけれども、「社会の脱学校化現象」(la déscolarisation de la société)に好意的な諸説が示しているユートピア的性格を強調しておくことは適切である。なお、上記の諸説は、全世界的規模で、かつ画一的に適用された場合、社会進歩の上に、殊に発展途上国の社会進歩の上に、危険な結果をもたらす可能性がある。

(1) 現代世界の諸要請と道德教育

教育が、世界の諸問題や諸要請に対して開かれていかなければならないという考えは、決して新しいものでもなければ最近生まれたものでもない。例えば、J・A・コメニウス(1592—1670)によれば、「教育改革は人間社会全般の改革を伴わなければならないものである」。特に、彼が、驚く程近代的な解決策、すなわち全世界的な社会改革のために欠くことのできない制度としての国際的機関——「光の会議」(Conseil de la lumière)、「平和の裁判所」——を提案しているのもこのような考え方においてである。しかしながら、その後数世紀の間は、人間集団の諸問題と未来は、単に哲学的な主題にすぎないか、妄想家たちを楽しませるような議論にすぎなかった。現代世界の諸問題が正しく認められたのはほんの最近10年間であり、この認識は社会生活のさまざまな分野に課せられた恐るべき圧力によって生じたのである。環境保護、国際経済の新秩序、人権、平和、あるいは徳目の中では、連帯感、責任感等は、ますます「すべての人々にとっての問題」であり、かつ「具体的な問題」⁽⁴⁾となっている。政治的、経済的、社会道德的問題の相互依存とこれらの問題が教育に及ぼす影響をめぐる突っ込んだ省察が現在組織化されつつあると断言することができる。また、地域的あるいは国際的な水準で組織された一連の提案や行動についても語る事ができる。

しかし、現代世界の諸要請はうず高く積み重なっている。従って、一国だけの水準、あるいは一つの学問だけの水準で考えられた単純な回答では認められないのである。現代世界の諸要請は、教育改革の一つの源泉となっており、又、さまざまな倫理規範に対して一つの共通分母となっているし、又、そうならなければならないのである。現代世界の諸問題と諸要請へと突き進んでいくためのアプローチは何であるか。地域的水準及び国際的な水準において発展させるべき協力は何であるか。国際的共同体によって承認された規範や解決法は、教育の目標・内容という形ではどのように表現されるのだから

うか。現存する国際機関——国連、ユネスコ、国連食糧農業機関、世界保健機構等々——は、どのような役割を演ずることができるか。またどんな機関を創造しなければならないか。

「世界の現実の状況を考慮することなしに、教育プログラムを作成することは不可能であり、多くの問題は、道徳的態度を深化させなければ解決できないことが確実なようである」ことを確認することによって、ソフィアの会議の参加者は、道徳教育の主要な目的は、「個人が自らの属している国家と国際的集団に積極的に、責任をもって、創造的に参加することができるような独立した人格を形成するのを助けることである。即ち、道徳教育は、今後人間存在を人間自身との関係において、又、自然及び同胞たちとの関係において考えなければならない⁽⁵⁾」と考えたのである。

(2) 道徳的価値と青年

意志疎通をもっとよくしたい、自分を表現したい、地方共同体や国際的共同体の生活改善に参加したいという現代青年の願望を、教育者や研究者、また教育行政官や当局が知らないわけがない。青年は、熱情や想像力という確かな資本によって、また革新を好む性質と社会的正義への渴望によって、将来の道徳の推進及び、より公正で、より民主的な政治経済秩序の推進のために欠かすことのできない貢献をすることができる。しかし、道徳的諸価値と現代青年との関係を分析することは非常に困難である。特に、多くの社会の中には文化・宗教・言語の大きな多様性があるので一層困難である。又、法律や道徳規範の遵守と、価値を創造する道徳的行動とを区別することは一層困難である。他方において、青年は、確固とした生活経験を基盤とした、真の道徳的成熟に到達する前に、社会的政治的成熟に到達している。ところで今日、学校が求めている道徳秩序の目標と国家的、国際的な社会生活の異常な複雑さとのずれは明白であり、懸念されている。

それ故に、きわめて重大な問題が残っている。果たして、今日の青年は、

原則として、いわゆる伝統的な道徳的価値に敵対していると主張できるのだろうか。ある一部の青年たちが犯した一時的な過ちが問題となっているのだろうか。あるいはむしろ、ある社会的なカテゴリー、あるいは階級が、伝統的価値（謙虚さ、寛容、誠実さ等々）を誤って使用していることに対する敵対が問題なのだろうか。同時にまた、ある国においては、独自の規範や隠語を使用し、働くことや成人たちとの意志疎通を拒否している若者たちだけの閉鎖された集団が存在しているのを無視することができるだろうか。このような現象から出発して、我々は文化的な生活や社会の道徳規範の改善、もっと正確に言えば、学校における道徳生活の質の改善に有効に参加するために、青年に開かれた可能性として何があるかを問うことができるだろうか。真の道徳的自律に到達するために、生徒たちにどのような教育をしたらよいのだろうか。また必然的に、もう一つの問いを立てざるをえない。即ち、道徳教育の諸問題と取り組む用意が先生たちの側にあるのだろうか。また、青年との対話を受け入れる用意があるのだろうか。特にまた、生徒たちに「誤りをおかす権利」、換言すれば、規準や規範が緊密に結合した、活用できる全体に到達するために、重要で有用な経験を得る可能性や、道徳を適用したり、検証することによって道徳を理解する可能性を与える用意があるのだろうか。最後に種々な社会・政治的組織は、社会の文化的道徳的生活の質を有効に監督し、エゴイズムや無関心、破廉恥や狂信等々を生み出したり助長する源を除去するために、どのような可能性を持っているだろうか。

専門家の著作の中にも、討論会の成果の中にも、確認された問題と適用すべき解決法との間には、均斉がとれていない。殊に、この領域においては、解決すべき問題と克服すべき障害が絶えず現われ、恐ろしいかぎりである。このような問題に関係している人々、つまり会議の参加者たちは、道徳教育は次のような内容をもたなければならない、と考えた。

——「道徳教育は、若者たちが社会変化の不明確さや速度に直面するように援助すること、又、科学的発見やマス・メディアがもたらす諸問題を解決することができるように、彼らをより良く仕込むものでなければならない。」

——「道德教育は、若者たちが、重要な世界的問題を純粋に国家的な視点からのみ判断するのではなく、地球的な視野から考えることができるようにさせるものでなければならない。」

——「道德教育は、若者たちに、自分自身の行為を社会道德の関係において評価する能力と意志を与えることに寄与するものでなければならない。」⁽⁶⁾

(3) 教育プログラムと道德教育

道德教育の質と社会生活の質とは分離させることができない。法律や社会の構造が民主的であるような社会においてすら、道德は、生活の質及び社会の諸制度の真の民主化のために、不可欠のものである。事実、民主主義を知ること、優れた態度に到達すること、人間の権利と義務を理解すること、勇気と英知、寛容と注意とを絶えず結びつけることを意味している。教育の目標としての道德的行動に対する、又、このような行動を生み出すことのできる価値と方法に対する政治当局や学校当局の関心は、絶えず増大している。教育学的価値論が「カリキュラム」作成のために欠くことのできない科目となっている。例えば、G・D・ランドシールは、「価値が、社会と個人の歴史において、一つの決定的な役割を演じている。……どんな教育も、価値の概念が中核にあって、価値論がすべての教育学の本質的な基盤となっていない限り不可能である」と書いている。⁽⁷⁾地方的水準ないし国家的水準で得たいいくつかの経験から、学校当局、教育者、親は、学校は、現代社会の中で、その課題の複雑さのためであれ、寛大ではあるが理想的で一方的な教育学的概念のためであれ、道德教育に関する特定の責任を放棄したり、あるいは少くする権利をもっていないということを、これまでになく確信したようである。しかし、学校のカリキュラム——道德的価値——と現代世界の諸要請との関係は、社会政治的文脈と文化的文脈の中で常に働いている。道德的判断と道德的な社会参加との統合としての道德的行動の形成を目的とした活動及び訓練をどのように価値のカリキュラムの中に導入すべきか。生徒たち

に明確で有効な道德的文化をどのように与えるべきか。独断論も中立主義も回避しながら、生徒たちにどのように諸価値を教えたらいいか。なぜならば、真の道德的文化は、能力と規準と認識とが結合した一つの全体でなければならないのであって、一つの指導方針であってはならないからである。又、これは個人の道德的行為を支持するものでなければならないが、個人の厳格な道德的教化 (un endoctrinement rigide) であってはならないからである。

ある学校組織においては、道德的文化が、人間と社会と自然に関するより大きな視野 (世界観) (Weltanschauung) の要素となっている。又、別の学校組織においては、学校のプログラムの中にも教師たちの活動の中にも、明確な道德的陶冶の構築に対する強い関心を認めることができない。もう一つ別の視点からは、道德的文化の構築を、原則として適切な目標と内容をもった道德教育の授業に託す組織と、⁽⁸⁾さまざまな形式の内容の中に、即ち社会科学と芸術、勉強とスポーツ、科学技術と自然科学などの中に含まれているすべての道德的価値を活かそうとする組織とを区別することができる。この問題に関して、会議の参加者たちは、「道德教育は、学校全体に完全に浸透しているものである。ある国は、道德教育という特別な授業を設けた。この形式は、しばしば有効なものであるが、なくてはならないものではない。学校のプログラムの中でも学校周辺の活動においても、学校の経営自体の中でも、⁽⁹⁾道德を教える機会はいくらでも見出すことができる」ことを指摘していた。

日本を含めたアジアのいくつかの国々が、道德教育に与えている位置には注目する必要がある。国立教育研究所 (東京) とユネスコのアジア地域支部が行なった一連の研究や一連の地域会議において、道德教育の位置と内容の分析ならびにこの問題における評価の方法と技術の論究がなされたのである。更に、東京には、1935年以来、モラロジー研究所という独特なプロフィール (横顔) とプログラムをもつ研究所が活動している。⁽¹⁰⁾この研究所は、特別に紹介する価値があるだろう。すなわち、この日本の専門家たちにとって、道德教育は、精神的意味と実践の意味をもっている。彼らの研究によれば、

その調査研究を通じて、一方では、道徳的価値への科学的アプローチを推進することを目指しており、又道徳的理想に対する青少年の関心を強化することを目指しており、他方では、社会の道徳的水準と経済的水準との関係を明らかにし、発展させることを目指している。比較教育学者 J・A・ラワリーズは、「モラロジーは、私の知るかぎり、道徳の科学を建設しようとする唯一の試みである⁽¹¹⁾」と書いている。

(4) 教授法と教授形態

道徳的行動は、一つの動機と理論的証明を前提としている。しかし、これらは常に訓練と経験の基礎の上に獲得されるものである。私は、道徳的文化と哲学的文化の機能を過少評価することなく、道徳教育の方法を強調したいと思う。方法の問題においては、実験的研究があり、著しい進歩があることは認めよう。しかし、教育の技術は、必ずしもすべての教師や両親が所有しているとは言えないある精神力及び才能を前提としている。ところで、道徳教育は、特に、信頼の雰囲気と寛大さの雰囲気と開かれた意志疎通の雰囲気を必要としている。学校当局や教師たちは、ある難問の原因あるいは好ましくない結果の原因を他に求める前に、学校生活の質とは何か、又、独自の教授形態の質とはどのようなものであるかを自問してみる必要がある。それ故この問題は、教師養成の水準でも教育過程の水準でも問われるものである。第二の問題は、ソフィアの会議において、興味深い論争の対象となったものであるが、これは教師たちや若者たち自身が、様々な方法に対して与えている重要性にかかわっている。成人同様に若者たちも又、ディレンマや複雑な政治的、道徳的状况がますます増加している事態に直面している。このような困難な直面は、個人の理解能力や行動能力を時には凌駕していることがあるが、これには、一種の不安や、他人と対話したり接触する必要が増えていることなどが含まれている。現代世界の諸問題と取り組むためのこのような形式は、不可欠なものではあるが、十分なものではない。即ち、この形式は、

このような手口の唯一の方法を構成することができない。複雑な諸問題は、深い省察を要求するし、又自分自身との対話を要求する。つまり、冥想が若者たちや成人の生活において、ある位置を占めなければならないのである。時間の再分配、もっと正確には、生活と未来に取り組む様々な方法——読書、対話、直面、冥想等々——に割り当てられる重要性の再分配が必要である。事実、集中することのできない若者、自分自身を恐れて、他人によってすべての解答が与えられるのを待っているような若者は、自律や持続的な自己教育に対しても、社会生活への積極的な参加に対しても準備がなされていないのである。

(5) 勧告・展望

ソフィアの会議での討論においても、本稿で行なった分析においても、相当数の選択や奨励すべき傾向、可能な解決法、避けるべき誤謬を強調するよう努力がなされた。真の解決法（適用できる、実現の見込みがある解決法）は、道徳教育の伝統的なディレンマを越えたところにあるようである。教育問題に関する省察と決定は、自由とか権威とかに特権を与えるような、あるいは過去の規範とか未来の規範とか、寛容とか勤勉等々とかに特権を与えるような、一方的な理論に閉じ込められるのをますます拒否しているように思われる。

論争の過程で生じ、会議の報告文に組み込まれた示唆の他に、参加者たちは、「ユネスコへの勧告」という特別の1章を考えたのである。この勧告は、2つの基準によって分類された。

——対象となる利用者

(1)教育当局、(2)教師、(3)教師の養成者、(4)社会生活の他の部門の責任者

——着手すべき活動の水準

(1)メンバーの国家の発展段階によって、(2)国際共同体の発展段階によって。

ユネスコ事務局と参加者によって作成された、この国際会議の記録は出版の対象となり、1979年に英語とフランス語で刊行されるだろう。更に、ユネスコは、教育の倫理的次元に関する国際的アンケートと様々な国の学校のプログラムの中で道徳的価値に与えられている位置に関する国際的アンケートを開始するだろう。又このアンケートの結果——事例研究と総合の研究——も出版の対象となるだろう。

〈注〉

- (1) 「現代世界の諸要請に直面した学校と道徳教育」(1978年4月24日から29日までソフィアで、ユネスコの主催で開催された国際会議)
- (2) ユネスコ「現代世界の諸要請に直面した学校と道徳教育に関する専門家会議」最終レポート、2頁、1978年、10月、パリ。
- (3) ウィリアム・ケイ『道徳教育——社会、家庭及び学校の影響に関する社会学的研究』212頁参照。Linnet Books、1975年。
- (4) G・ヴァイデアニョ「教育内容と現代世界の諸問題」、カリキュラムと教育のための世界会議の第2回国際会議で発表した報告、2頁、1977年8月、イスタンブール。
- (5) ユネスコ、前掲の最終報告、8頁。
- (6) 同上8頁。又、コルネリア・クアルティ『職業、両親——新しい社会のための新しい職業』30～55頁参照。パリ、Stock、1978年。
- (7) G・ド・ランドシール『明日の教員の養成』(1976年、パリ、カステルマン刊)129頁。又、ジョン・ウィルソン『道徳教育とカリキュラム』12～27頁参照。オックスフォード、Pergamon Press、1969年。
- (8) 例えば、ポール・マゼ＝ペール、ラウール・ジャンプ『教育と愛情』参照。パリ、ナタン刊、「道徳教育の究極目的と目標」の章
- (9) 前掲書5頁。M・リップマン、A・シャープ、F・オンアンヤン『教室における哲学』参照。Upper Montclair、児童のための哲学推進のための研究所、1977年。「道徳教育を哲学教育から分離できるか」の章
- (10) 広池千九郎『モラロジーと最高道徳の特質』参照。モラロジー研究所、1966年。

(最初の英語版、1942年)

(11) J・A・ラフリーズ『科学、道徳、モラロジー』モラロジー研究所、1976年。

* この論文は、1979年、ユネスコ教育研究所の機関誌 (Revue Internationale de Pédagogie, Institut de l'UNESCO pour l'Éducation, No. 1-1979, Hamburg) に発表されたものを、ユネスコの承諾を得て、訳出したものである。

(モラロジー研究所研究生 神谷幹夫 訳)